最終更新日：2015年7月9日
日本電子材料株式会社
代表取締役社長　風間　悦男
問合せ先：06-6482-2007
証券コード：6855
http://www.jem-net.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「日本電子材料株式会社は、人類に幸福をもたらす技術の開発と製品化により社会に貢献する。」という経営理念に基づき、成長し続ける創造型企業を目指しております。
これを具現化するためには、企業の健全性確保、経営の透明性等に加え、社会からの信頼が必要不可欠であり、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と認識し、その実現に努めております。
また、コーポレート・ガバナンスを充実させる事により企業価値が増大し、株主、顧客、従業員等のステークホルダーの皆様へ利益還元を果たすことが可能であると考えております。
さらに、株主の皆様への速やかな情報開示が公平で透明な経営を行う上での重要な要素と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(有)大久保興産	1,316,867	12.41
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	866,800	8.17
大久保　和　正	435,924	4.11
大久保　英　正	406,543	3.83
(株)三菱東京UFJ銀行	309,200	2.91
大久保　昌　男	290,138	2.73
古山　陽一	260,002	2.45
日本マスタートラスト信託銀行(株)	224,200	2.11
日本電子材料社員持株会	191,670	1.80
明治安田生命保険相互会社(常任代理人：資産管理サービス信託銀行(株))	169,100	1.59

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田　裕	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田　裕	○	社外取締役	（社外取締役選任理由） 経営等のマネジメントの経験と見識に基いて当社の経営を監督していただき、コーポレート・ガバナンスの強化等に寄与していただくためであります。 （独立役員指定理由） 取引所の規定する項目に該当するものはなく充分な独立性確保がなされており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人および内部監査部門は、定期的および必要に応じて打ち合わせを行い、内部統制、監査状況等について情報交換を行い、相互の連携を密にすることによりコンプライアンス体制を確立し、リスク回避に万全を期しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田村　耕一	他の会社の出身者													
濱田　幸和	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村　耕一		非常勤監査役	（社外監査役選任理由） 半導体業界の豊富な経験と見識等に基づく監査が可能であり、客観性、中立性を重視し、人的関係、資本的関係、その他利害関係が無いと判断いたしました。
濱田　幸和	○	非常勤監査役 独立役員	（社外監査役選任理由） 税理士資格を有しており、財務等の幅広い経験と見識等に基づく監査が可能であり、客観性、中立性を重視し、人的関係、資本的関係、その他利害関係が無いと判断いたしました。 （独立役員指定理由） 取引所の規定する項目に該当するものはなく充分な独立性確保がなされており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

業績や実績等を勘案して役員報酬額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期の役員報酬は、取締役6名　100百万円（うち社外取締役 ― 名 ― 百万円）、監査役3名 18百万円（うち社外監査役 2名 5百万円）です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の総額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で支給することとしております。
また、役員ごとの報酬につきましては役員の役位等に応じて定めている上限内で基本報酬を設定し、経営状況、貢献度等を勘案して決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役、および社外監査役の業務が円滑に遂行されるように、取締役、常勤監査役ならびに総務を中心とした管理部門スタッフより情報提供を行いサポートを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

現状体制の概要
当社は、監査役設置会社の形態を採用しており業務執行、監査・監督等の概要は以下のとおりです。
(1)取締役会
取締役会は、毎月１回、月の下旬に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
会社の重要項目については、漏れなく取締役会に付議し、決議しております。これにより、取締役会は、会社の業務執行を監督する体制を強化しております。また、グループ経営の進捗に積極的に携わっており、監査役の意見を積極的に取り入れるなど、取締役会の一層の活性化に取り組んでおります。
(2)監査役会
監査役会は定期的に開催し、監査方針に基づいて、ヒアリング等を行い、会計監査人および内部監査と連携を密にして、子会社を含めた業務執行の監査を行っております。
また、監査役は取締役会以外に経営会議および社内の重要な会議に出席し、意見を述べるようにしております。
監査役の機能強化に関しては、監査役からの求めに応じ監査役職務の補助を行うスタッフを置くこととし、人事権については監査役にあり取締役から独立させる事としております。

(3)内部監査

代表取締役社長の直属である内部監査では、業務の有効性・効率性の検証である業務監査、法令・規程への準拠性の検証であるコンプライアンス監査、財産の有効性と実在性の検証である財務報告の信頼性等についての整備・運用状況の日常的な監視を実施し、問題点の把握・指摘・改善勧告を行っております。

なお、内部監査、監査役および会計監査人は、定期的または必要に応じて打ち合わせを行い、また内部統制、監査状況等の情報交換を行って、相互連携を密にすることにより、コンプライアンス体制を確立し、リスク回避に万全を期しております。

(4)会計監査人

会計監査人については有限責任あずさ監査法人を選任しています。平成27年3月期の監査業務を執行した公認会計士は、田中基博(継続監査年数3年)坊垣慶二郎(継続監査年数4年)、監査業務の補助者は公認会計士5名、その他3名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は企業規模にあった機動的な機関設計・組織運営を行うとともに、経営監視機能の客観性および中立性を確保するため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避し、平成27年6月25日に開催しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室（CSR・IR）にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	国内事業所のISO14001の認証取得や、CSRプロジェクトを中心とした社会貢献活動、情報セキュリティ委員会を中心とした情報セキュリティ管理体制の強化等を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおりの「内部統制システムの整備に関する基本方針」を整備するとともに、内部統制システムを絶えず評価し改善することにより、実効性のある内部統制システムの整備に努める。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）コンプライアンス担当取締役は、管理部門統括担当取締役とし、内部統制・コンプライアンス担当を設置する。
（2）コンプライアンス体制に係るコンプライアンス基本規程を策定し、役職員が法令・定款及び社会規範を順守した行動をとるための社員心得を定める。
（3）社員心得の徹底を図るため、内部統制・コンプライアンス担当においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、役職員教育等を行う。
（4）内部監査は、内部統制・コンプライアンス担当と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
（5）内部通報規程を策定し、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報の通報・相談を行う手段として内部通報先担当者ならびに内部統制・コンプライアンス担当に報告する「コンプライアンス・ホットライン」を設置・運営する。通報・相談を受けた内部統制・コンプライアンス担当はその内容を調査し、再発防止策をコンプライアンス担当取締役と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施する。
（6）財務報告の信頼性を確保するために、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、中期経営計画を策定する。
（2）取締役会及び経営会議は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、統括部門毎の業績目標と予算を設定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に、各部門への効率的な人的資源の配分を行う。
（3）業績は、ITを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会ならびに経営会議に報告する。
（4）取締役会及び経営会議は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役及び各部門長に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
（5）（4）の議論を踏まえ、各部門を担当する取締役及び部門長は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限配分を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）リスク管理規程を策定し、当社及びグループ各社の各部門長が担当業務のリスク管理を行い、コンプライアンス担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者とする。
（2）内部統制・コンプライアンス担当が、当社及びグループ各社のリスクを網羅的・総括的に管理する。
（3）内部監査が、当社及びグループ各社の部門毎のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的にコンプライアンス担当取締役及び取締役会に報告する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、グループ各社全体の内部統制に関する担当部署は、当社の内部統制・コンプライアンス担当とする。当社及びグループ各社の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
（2）グループ各社の内部統制・コンプライアンス担当責任者は、各社の社長とする。
（3）当社取締役、部門長及びグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
（4）当社の内部監査が、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を定期的にコンプライアンス担当取締役及び取締役会に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを監査役から求められた場合、監査役の業務補助のため会計及び業務に精通した監査役スタッフを置くこととし、人事権については監査役に有り取締役から独立させる。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役または使用人は監査役に対して、法定の事項に加え当社及びグループ各社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス・ホットライン」による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役は、取締役会に出席するほか、社内の重要な会議に出席することができ、また意見等は会社として十分に尊重する。
（2）監査役は、必要に応じて重要な決裁書類等をいつでも閲覧または謄写できる。
（3）監査役からの取締役または使用人の職務の執行状況の聴取に対しては、積極的に協力する。
（4）監査役会は、代表取締役、内部監査、会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社及びグループ各社は、反社会的勢力の排除に向けて反社会的勢力との取引関係、その他いかなる関係も持たない。不当要求については、警察当局、顧問弁護士等と連携し反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

（1）当社は、主要拠点に反社会的勢力へ対応する部署を設け、不当要求防止責任者を設置している。また、反社会的勢力による不当要求に対しては直ちに対応統括部署に報告する体制も整備している。
（2）既に加盟している兵庫県企業防衛対策協議会での研修や情報交換を行うとともに、兵庫県警察本部暴力団対策課から情報提供や指導を受ける。
（3）反社会的勢力の関係者と思慮される者からの働きかけや苦情を受けた場合、兵庫県企業防衛対策協議会事務局に照会し情報やアドバイスを受けるとともに、所轄警察署との関係強化を図る。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社は、会社情報の適時開示に対する重要性を十分認識しており、社内規程、及びその社内体制として情報管理責任者は取締役管理部門統括部長が担当し、経営企画室（CSR・IR）がその任に当たっております。
適時開示の対象と考えられる重要情報は、経営企画室（CSR・IR）に集約され、当該情報入手後直ちに取締役管理部門統括部長と協議を行い、開示すべき重要情報につきましては、取締役会に報告の上、開示を行うとともに、当社ホームページにおいても公開しております。
また、重要事項の開示につきましては、手続き上可能な限り迅速にディスクローズできる体制を整備しており、決算発表日の早期化にも積極的に取り組んでおります。

